

注目

「定額減税しきれないと見込まれた人」等への追加給付

定額減税補足給付金（不足額給付）

令和6年に実施した定額減税では、減税可能額が税額を上回り控除しきれない人に対し、定額減税補足給付金（調整給付）として給付しました。今回、事情によりこの給付額に不足が生じた人に対し、不足額給付を行います。

対象1

令和6年中に推定した調整給付額に変更が生じた人

調整給付の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額が確定（令和7年6月2日時点）したのちに、本来給付すべき額と、調整給付額との間で差額が生じた人により、不足額給付を行います。

- 差額が生じる例
- ①令和5年分所得に比べて、令和6年分所得が減少した人

②子どもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加した人

③調整給付後に税額修正が生じたため、令和6年度個人住民税所得割額が減少し、今回一律対応することとされた人

給付額

個人により給付額が異なります

令和6年分所得税および定額減税の実績額が確定したのちに、本来給付すべき額が、調整給付額を上回る場合、その差額を給付します。※1万円単位切り上げ

対象2

これまでの定額減税、調整給付などの対象から外れていた人

以下の条件全てに該当する人が対象です

- ①本人として定額減税の対象外であること
- ・令和6年分所得税および、令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロの人
- ②扶養親族等として定額減税の対象外であること
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の人
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、合計所得金額48万円超の人
- ③低所得世帯向け給付の対象外であること
- ・令和5年度、令和6年度に実施した低所得世帯向け給付の対象世帯（世帯主・世帯員）に該当していない人

給付額

原則4万円

※個別の事由により、3万円または1万円の場合があります。
例）令和6年1月1日時点で国外居住者だった場合3万円

問 給付に関すること 共生福祉課経済対策給付金担当（☎ 590-5566）
税額に関すること 税務課市民税担当（☎ 594-5518）
※個人情報保護のため、電話ではお答えできない内容もあります。

詳細は市ホームページ
をご確認ください。



受給方法

対象の人に、市からはがき、または封筒が届きます

7月上旬に
「給付決定通知書」が届いた人



→手続きは不要です。

「給付決定通知書」記載の口座に、
7月24日（木）頃振り込みます。

7月上旬に
「確認書」が届いた人



→9月30日（火）までに手続きが必要

です。
「確認書」に必要事項を記入し、
必要書類を添えて返信用封筒で返送してください。

令和6年以降に転入・転出をした人には、
「給付決定通知書」や「確認書」が届きません。申請が必要です。

令和6年1月1日時点と、令和7年1月1日時点の住所地が異なる場合は申請が必要になります。令和7年1月2日以降に北本市へ転入した場合、1月1日時点でお住まいの各市町村にお問い合わせください。

申請書類

■対象1 に該当する人

- ☐ 令和6年度課税自治体による、定額減税補足給付金（調整給付）給付決定通知書
（定額減税補足給付金（調整給付）の額が確認できる資料）
- ☐ 各申請書
- ☐ 本人確認書類
（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
- ☐ □座確認書類（通帳、キャッシュカード）

■対象2 に該当する人

- ☐ 以下のいずれか1点
- 申請者の令和6年分源泉徴収票または令和6年分確定申告書の控え
- 事業主が「青色申告」の場合、令和6年分確定申告書の控え、青色専従者給与に関する届出書または青色申告決算書
- 事業主が「白色申告」の場合、令和6年分確定申告書の控え、収支内訳書
- ☐ 各申請書
- ☐ 本人確認書類
（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
- ☐ □座確認書類（通帳、キャッシュカード）

※事業名称・給付決定通知書の名称は市区町村ごとに異なる場合があります。

申請期限

9月30日（火）

提出方法

共生福祉課経済対策給付金担当（〒 364-8633
北本市本町1-111、☎ 590-5566）へ郵送または直接。



ご自身が給付対象か不明な場合は、共生福祉課経済対策給付金担当（☎ 590-5566）まで
ご連絡ください（精査が必要なため、回答にお時間を要する場合があります）。

〈広告〉

空き家
管理士による

空き家と相続の無料個別相談会

令和7年7月13日（日）
【時間】13:00～16:00
【場所】北本市文化センター
2F第2研修室

（要事前予約）
先着4組
（1組30分）

誰も住んでいない
ご実家や放置されている
空き地のことなど
お気軽にご相談ください。

←詳しくは
弊社HPまで

株式会社 樹 正直不動産
〒338-0011
さいたま市中央区新中里5-20-9
営業時間：10時～18時
☎ 048-789-7147
正直不動産 埼玉 検索

時日時 期期間 場場所 内内容 対対象 定定員 費費用 持持ち物 講講師 申申込み 他その他 Eメール HP ホームページ 問問合せ

〈広告〉

「社会をよくする企業応援プロジェクト」
公式アンバサダー 島耕作

一日一組貸切利用、バリアフリー対応の家族葬ホール
福祉葬祭 ホワイトクロス 北本
創業48年
0120-37-4949
福祉葬祭 島耕作
最高ブランディング責任者
©弘兼憲史／講談社
create a better world

24時間
365日受付

運営 フルールウーノ株式会社
北本市宮内1-65